

平成19年5月15日

事業主各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

平成19年4月施行の法律改正に関する基金事務の取扱（基金だより
2007年3月号No.154掲載記事）に関する変更とお詫びについて

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の掲載記事「65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度」につきましては、平成19年2月27日起稿時現在における行政当局からの確認事項に基づいて作成いたしましたところ。

しかしながら、その後当局からの追加確認事項及び社会保険庁（社会保険業務センター）の関連手続きのスケジュール等を踏まえまして、下記のとおり、事務の取扱を変更することといたしました。

つきましては、取り急ぎ下記のとおりご連絡いたしますので、業務繁忙の折誠に恐縮に存じますが、加入員の皆様へご周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

このたびの事務の取扱の変更に伴いまして、皆様にご面倒をお掛けいたし、お詫び申し上げます。

記

1. 事務の取扱の変更事項（「下線ゴシック体」表記部分）

「基金だより2007年3月号No.154」7頁、4段組中の1段目の後ろから5行目の「※3」の項

変更後；このため、当基金では65歳達齢月の翌月の月初めに、ご本人様宛に「老齢厚生年金の①裁定請求されるか？②66歳以降に支給繰下げ申出されるか？③（5年の消滅時効前に）後日遡って裁定請求されるか？」の意思を確認させていただく書類を送付いたします。

変更前；このため、当基金では65歳に達する前に、ご本人様宛に「老齢厚生年金の①裁定請求されるか？②支給繰下げ申出されるか？③（5年の消滅時効前に）後日遡って裁定請求されるか？」の意思を確認させていただく書類を送付いたします。

2. 《参考》手続きのスケジュール

【平成19年5月中に65歳達齢受給者となられる方の事例】

①達齢月（この事例の場合は、平成19年5月）の中頃までに…

社会保険業務センター（国）へ「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」をご提出ください。その際に、この「請求書」中の『繰下げの意思確認』欄に○印を付けると、65歳からは受給せずに66歳以降に受給する旨の申出となりますので、充分にご留意ください。

なお、65歳から受給する意思をお持ちにもかかわらず、この「請求書」を国へご提出されない場合には、国の老齢厚生年金は支給されませんので、充分にご留意ください。

②達齢月の翌月（この事例の場合は、平成19年6月）の月初めに…

当基金から対象受給者ご本人様宛に「65歳からの基本年金の受給方法に関する申出書送付のご案内」を郵送いたしますので、下記③の「年金証書兼裁定通知書」のコピー等を添えて、達齢月の翌々月（この事例の場合は平成19年7月）の15日（必着）までに当基金にご提出ください。

③達齢月の翌月（この事例の場合は、平成19年6月）下旬頃に…

上記①の裁定請求の手続き（66歳以降に支給繰下げをせずに、65歳から受給）をされた方宛に、国から「年金証書兼裁定通知書」が送付されます。

※ もし、65歳達齢時において、65歳未満の「特別支給の老齢厚生年金」及び「当基金の年金」とともに未請求の方は、老齢厚生年金の『支給繰上げを申出のご意向』をお持ちの場合には、当基金に至急ご連絡ください。

※ なお、平成19年4月中に65歳達齢受給者となられる方につきましては、今月の月初めにご本人様宛に、前項「2」②のご案内を送付いたしておりますことを申し添えます。